

知っているようで本当は知らないEtc. ～『清算』と『持分譲渡』

現在、中国国内における物価や賃金の上昇、為替の円安へのシフト、政治上のリスクの顕在化、などの理由から、中国に進出している多くの企業で中国ビジネスのあり方が再検討されています。この中で、一時的もしくは長期的に中国ビジネスからの撤退を検討する場合、中国に投下された資本をどのように撤退させるのか、という点が問題になります。今回は、中国に投下された資本の撤退の方法として考えられる現地法人の『清算』と、現地法人に対する出資持分に関する『持分譲渡』の相違について説明します。

1. 現地法人の「清算」

「清算」は、現地法人の法人格を抹消するための手続きですので、「清算」手続きが完了すると現地法人の存在はなくなります。そのため、これまで現地法人の経営のために締結されてきた契約はすべて終了させる必要があります。資産はすべて譲渡して現金化したうえで、税金や社会保険料といった公的な債務を含むすべての債務を返済しなければなりません。このような清算手続きを経て残った資金については、出資者である日本本社に返還されることとなります。

2. 現地法人に対する出資持分に関する「持分譲渡」

一方、「持分譲渡」は、現地法人の法人格を存続させたまま、現地法人の出資者を変更することとなります。法人格が存続するため、現地法人は開業からの経営が継続され、すべての契約（取引）は存続します。また、資産が現地法人に帰属する点についても、「持分譲渡」の前後で何ら変化することはありません。出資者は、新出資者に現地法人に対する出資持分を譲渡し、譲渡対価を受領することにより、中国に投下していた資本を回収することになります。

3. 「清算」と「持分譲渡」の相違

「清算」と「持分譲渡」とは、出資者が現地法人に投下した資本について、基準となる一定時点における現地法人の純資産に相当する資金の範囲で回収することができる、という点で共通しています。

一方で、上記のとおり、「清算」と「持分譲渡」では、現地法人の法人格が存続するか否か、という点に根本的な相違があります。「清算」に当たっては、現地法人の法人格を抹消しなければならないため、すべての契約の解消、すべての資産の現金化とすべての債務の返済が必要となります。そのため、特に従業員の解雇、土地使用権や工場の売却、経営期間にかかる税金や社会保険料の清算などの側面において、想定以上に時間やコストがかかる場合があります。

これに対して、「持分譲渡」では、法人格が存続することから、すべての契約を解消する必要はなく、資産の現金化も債務の返済も、「持分譲渡」に当たってあえてこれを行う必要はありません。そのため、現在の出資者が投下した資本を撤退させる方法としては、「清算」と比較して、コスト、時間、労力の各側面において利点があるものといえます。

しかしながら、事後において簿外債務の存在が明らかになったような場合、新しい出資者との間におけるトラブルとなることが考えられます。また、税金、社会保険の未納、その他法律上の違反行為については、「持分譲渡」が行われたとしても、その責任は現地法人に帰属したままと

なります。そのため、持分譲渡契約の内容にもよりますが、「持分譲渡」の手続きが完了し、投下資本を回収することができたとしても、現地法人が存続する限りにおいて、このような潜在的なリスクに対応しなければならない可能性があること理解しておく必要があるものといえます。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244